

毎年8月は”労働基準協会 無料労働相談業務周知月間”です

令和6年度版
労働相談
で特に多い

10の労働トラブル防止無料セミナー

無 料
インターネット受講も可能

主催：愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談を、**無料**で対応する県下共通の相談センター「**企業の労働110番 労働相談室**」を、令和4年度より設置しております。

愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業であれば、何でも、いつでも、どこでも、企業の立場で、労働諸問題を解決まで無料でアドバイスします。なお、未入会の企業も、初回1回面談に限り無料でご相談が可能です。

より多くの会員企業に相談をいただきたく、毎年8月を無料相談業務の周知月間とし、下記の周知活動を行います。

この活動の一環として、特に労働相談で多い、労働時間、労使紛争、労働保険、ハラスメント、労働災害等の、労働トラブル防止対策について解説する、「**令和6年度版 労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー**」を開催いたします。

ぜひとも無料労働相談のご活用、ならびに本セミナーへのご参加をお願い申し上げます。

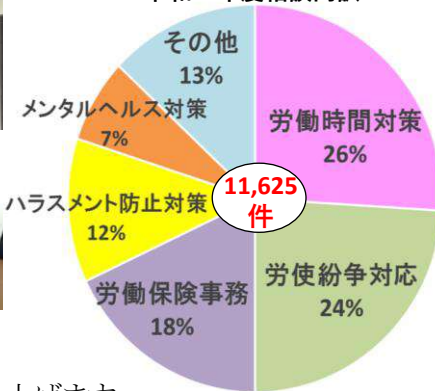
愛知県下労働基準協会の共通無料労働相談センター
“企業の労働110番”相談室による相談活動
令和5年度相談内訳



電話相談



面談相談



無料労働相談業務周知月間の実施事項

1. 無料セミナーの開催

令和6年度版「労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」を開催します。



2. 相談事例の閲覧

相談事例記事「こちら企業の労働110番です」を、名北協会のホームページからご覧いただけます。



3. 臨時相談室の開設

下記セミナー・労働実務基礎講習(8月2日豊田市、8月8日名北協会)の会場に、臨時相談室を開設します。



4. 相談室案内の配布

「企業の労働110番」の案内と、電話番号が記載されたシールを、全会員企業にお配りします。



5. 関連記事の掲載

「企業の労働110番」の関連記事を、各労働基準協会の会報に記載します。



令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止無料セミナー

企業の労働110番
(052)961-7110
企業 労働 何でも 110番

- 日時 令和6年8月23日(金) 13:30~16:30 ●会費 **無 料**
- 会場 中日ホール&カンファレンス カンファレンスルーム3
名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル 6F
- 定員 会場参加は60名(定員になり次第締め切ります) インターネット受講も可能です。
- 内容・講師



1. 無料労働相談の現状と相談に見られる特徴 トラブル事例は令和5年度と全く異なります

2. 令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止

(1)通常勤務を希望する
メンタル不調者への対応



(2)パワハラ行為を度々行う
労働者への対応



(3)トラブルとならない
非正規労働者の活用策



(4)LGBTQ労働者への対応



(5)重篤な労働災害
発生時の対応



(6)過労死・過労自殺
発生時の対応



(7)労働保険料の申告が
誤っていた場合の対応



(8)採用後に問題が見つかった
社員への対応



(9)重大な規則違反を行った
労働者への対応



(10)時間外・休日労働を勝手に
行う社員への対応



1 (一社)名北労働基準協会
2 副会長・専務理事
3 特定社会保険労務士
4 RSTトレーナー



市之瀬 高 司
まつした社労士事務所 所長
2 特定社会保険労務士
3 ハラスメント防止
4 コンサルタント



松下 操 氏
1 朋労務コンサルタントオフィス
2 所長 社会保険労務士
3 (一社)名北労働基準協会
4 労働相談室長



藤原 朋子 氏
2 (一社)名北労働基準協会
3 理事・事務局長
4 ホワイト企業推進本部長
5 RSTトレーナー
6 元労働保険事務組合課長



3. 良好な労使関係による企業の繁栄

●会場案内 中日ホール&カンファレンス



【会場アクセス】

- 電車
地下鉄東山線 栄駅から地下街直結
地下鉄名城線 栄駅から地下街直結
名鉄瀬戸線 栄町駅から地下街直結 (13番出口横)
- バス
「栄バス停」下車
- お車 (高速道路をご利用の方)
名古屋高速「東新町」出口より約500m

※「栄 森の地下街」の13番出口すぐ横に中日ビル地下出口があります。ビル入館後、エレベーターにて6Fカンファレンスルーム3までお越しください。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴できます。
- ・視聴方法、パスワード、資料のダウンロード方法は視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は令和6年9月末日までです。

申込要領 申込書を各労働基準協会へFAX下さい。会場受講の場合は、開講1週間前までにお送りするご案内用紙を当日お持ちください。インターネット受講の場合は、ご案内用紙に視聴パスワードを記載いたしますので、視聴開始日まで大切に保管してください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

令和6年度版 10の労働トラブル防止無料セミナー申込書(コピー可能)

開催日 令和6年8月23日
申込日 令和6年 月 日

申込協会	労働基準協会			会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。
事業場名				T E L () F A X () E-mail		
所在地	〒	事業内容		労働者数		名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講区分	ご案内送付先	
				<input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> インターネット受講	受講者・担当者 <small>○をつけてください</small>	
				<input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> インターネット受講	(部署名)	

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働トラブルとなりやすい “5つの事例”への適正な対応について

インターネット受講も可能です

労働条件引き下げとトラブル防止



精神疾患等病者への配慮と休職



解雇・雇い止めとトラブル防止



就業規則遵守と懲戒処分



労働災害の防止と安全配慮義務



5つの労働重大
問題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和6年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

労働をめぐる全国の労使紛争件数は、都道府県労働局の紛争調整委員会のあつせんが令和4年度は3,492件、令和3年で地方裁判所の労働審判が3,609件、労働裁判が3,645件と依然多い状況です。

労使紛争を防ぐためには、企業には罰則が課される労働基準法等の遵守はもちろんのこと、民事問題を司る労働契約法を考慮しないと、争いに敗れ多額の賠償・和解金を支払うこととなります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● **会場** 一般社団法人 **名北労働基準協会「大会議室」** 名古屋市北区清水1-13-1
「栄町」から瀬戸線・徒歩で8分 「名古屋駅」から市バス・徒歩で20分 近隣格安有料駐車場多数あり

● **時間** 午後1時30分～午後4時30分

● **費用**

	1回	5回
会員	6,900円	29,000円 (5,500円割引)
非会員	9,130円	38,360円 (7,290円割引)

インターネット受講も同額
(資料代・消費税含む)



お申込はこちら

● **総括テーマ** **労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について**
インターネット受講も可能です

第1回 令和6年6月10日(月)

「労働条件の引き下げをめぐる トラブルの防止について」

大嶽達哉法律事務所 所長 弁護士 大嶽 達哉 氏



【講師プロフィール】

東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了。ブラジルの社団法人CIATEにて、厚生労働省委託により専務理事として3年間日系ブラジル人の就労支援、帰国者対応業務を行う。平成27年に帰国後、弁護士活動を再開。在日外国人労働者、海外駐在員、在外現地職員等の労働問題を多く扱う。その他労務管理セミナー講師を多数行う。



この労働条件の引き下げは合理性がありません

地方裁判所の労働審判

企業では、経営不振のため、あるいは社内の制度改定のため、労働条件を引き下げざるを得ない状況に陥ることがあります。

労働条件の不利益変更について、労働契約法第9条では、「労働者の合意なく変更はできない」、第10条では、「変更後の就業規則を労働者に周知し、変更が労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等と照らして合理的なものであるときは、変更が可能」としております。

認められる不利益変更についてお聴きします。

第2回 令和6年8月5日(月)

「精神疾患を含む病者への配慮と 休職の扱いについて」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。元愛知県弁護士会副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。



この人休職期間満了まで後1か月。どうする？

悩ましい休職期間満了の取り扱い

平成25年度厚生労働省調査では、疾病を理由として1か月以上連続して休業している従業員がいる企業は、メンタルヘルス38%、がん21%、脳血管疾患12%です。

厚生労働省も「治療と仕事の両立支援」を進めており、そのための取組がある事業所は令和4年調査で58.8%となっております。

疾病を抱える労働者の退職は、企業の損失であり、勤務中、休業中の配慮が求められ、その欠如により病状が悪化した場合、労働契約法が定める「安全配慮義務違反」により、企業責任が問われます。

問題となる休職の扱いも含め、詳細をお聴きします。

「解雇・雇い止めをめぐる トラブルの防止について」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



不当解雇だ。
訴えてやる！

解雇・雇い止めはしばしば労使の紛争に

労働裁判、労働審判、労働局あっせん等でしばしば問題となるのが、解雇・雇い止めです。

解雇は労働契約法第16条で、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効」とし、不合理的な解雇はできません。

雇い止めも同法第19条で、「1. 労働契約が過去に反復して更新され、雇い止めが解雇と同視 2. 労働者が労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由がある」場合は、認めないとしております。

トラブルとならない解雇、雇い止めについて、雇い入れ、在職中、離職時の留意点をお聴きします。

「就業規則の遵守と 懲戒処分について」

弁護士法人 那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士。数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。



懲戒解雇が
妥当です。

就業規則
第54条違反で

懲戒処分を判断する社内の懲戒委員会

企業と労働者の権利・義務を定めたのが就業規則であり、重大な違反を行った労働者には、企業秩序を守るため、懲戒処分を行う必要があります。

しかし、労働契約法第15条では、「懲戒が、労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効」としております。

労働者に就業規則の内容、守ることの意義を理解させ、制裁(懲戒処分)の種類・程度を明確に定め、弁明機会を与える等の適正な手続を取ることが必要です。就業規則の役割と懲戒処分についてお聴きします。

「労働災害の防止と 安全配慮義務について」

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



会社の対策は
安全配慮義務を
充分果たした
とは言えません

高額となる労働災害裁判の賠償・和解金

休業4日以上労働災害死傷者数は、平成22年以降は転倒・動作の反動・無理な動作による災害が増え、令和4年は25%増加の約13万人となっております。死亡・障害が残る災害での、賠償金の支払いをめぐる裁判も後を絶ちません。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」と、企業に安全配慮義務の履行を求めています。

この義務は法令を守るだけでなく、果たせる訳ではなく、その趣旨と広範囲な対策についてお聴きします。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約一万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会
 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) **令和6年度 労働トラブル防止総合講座** 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名			TEL () -			
			FAX () -			
			E-mail			
所在地	〒	事業内容		労働者数		名
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※受講日にし、受講方法に○を記入。		ご案内送付先
	ご記入不要です			<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		受講者・担当者 (部署名) ○をつけてください
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		会費支払時期
						令和 年 月 日

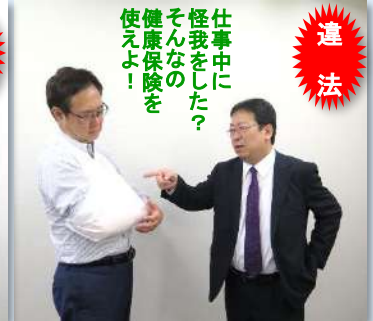
・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。
 ・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

労働実務総合研修

ご 案 内

現場管理者



労務担当者



※労働実務基礎講習を受講し、令和5年度版「労働管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主 催 愛 知 県 下 各 労 働 基 準 協 会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しています

令和4年の愛知労働局の監督指導では63.2%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められています。

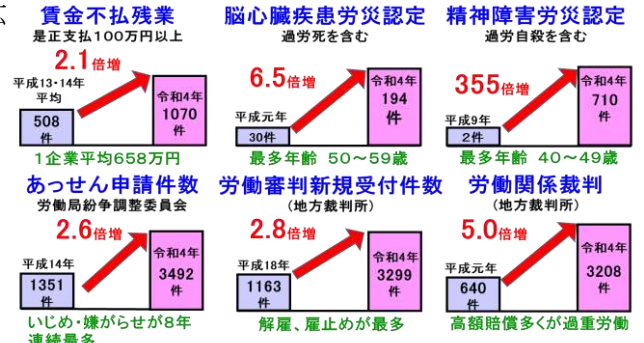
この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局令和4年定期監督結果

主な違反状況(実施事業場6,288件のうち63.2%に違反あり)				
1.労働時間 11.5%	2.割増賃金 9.3%	3.年次有給休暇 8.9%	4.安全基準 7.9%	5.労働条件明示 5.5%



現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

法人・現場責任者を送検 平成31年1月

〇〇労働基準監督署は、時間外・休日労働協定を超えて労働者に残業をさせたとして、道路貨物運送業の〇〇(株)と**同社現場責任者**を労働基準法第32条(労働時間)違反の容疑で〇〇地検に**書類送検**した。

同社は平成29年3月、労働者3人に対して1週40時間を超える違法残業を行っていた。

現場管理者の違法行為は、**経営者・法人に罪が及ぶ**ことがある

現場管理者の違法行為は、**本人だけでなく、経営者・法人に罪が及ぶ**ことがある

ダメ社員に残業代は私わん!

罰則

労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。

労務管理の知識と認識を持つことは容易ではありません

休日振替って本当は？
20年総務やって初めて知った

ダメ社員に残業代は私わん!

罰則

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施のため、ぜひとも該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和6年 6月25日(火) 8月28日(水) 10月8日(火) 12月11日(水)	9時30分～ 16時30分	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	45名

※ご受講時は、マスクの着用にご協力ください。

2. 研修内容

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

(1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

主な内容 ①労働トラブルの現状 ②労働トラブル発生時の責任
③労働トラブル発生防止策

講師 (4)に同じ

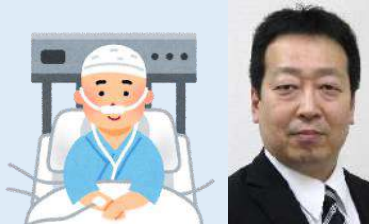


(2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 ①社会保険制度の体系 ②労災保険の給付内容と必要手続
③雇用保険の給付内容と必要手続 ④労働保険事務組合制度

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田和彦

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労働保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。



(3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴 ②取り組みの歴史、成果、課題 ③課題への対応
④安全衛生管理体制 ⑤健康診断 ⑥安全配慮義務・法改正

講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸宏光氏
元 名古屋北労働基準監督署長・元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】 愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。



(4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特徴 ②労働のルールブック ③採用と退職
④法改正を含む労働時間の規制 ⑤年少者・妊産婦 ⑥今後の労務管理

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。



3. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

4. 参加対象

- 支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- 企業経営者・新規開業者

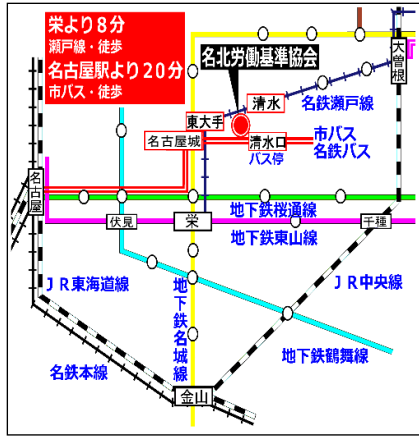
5. 会費

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む
※労働実務基礎講習を受講し、令和5年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。



テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届(36協定)の記載例

会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



会場アクセス

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分



会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

企業内出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講されておられます。自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。



研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	115,000円～	155,000円	195,000円	315,000円
テキスト代	1名200～1000円程度。 テキストの原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			



お申込はこちら

※左記は法定安全衛生教育は含まず、各費用は税を含みます。

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市長区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052) 882-3909	(052) 883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区 豊明市/日進市/愛知県東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581-8086	(052) 581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564) 52-3692	(0564) 54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586) 48-5495	(0586) 48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566) 21-6337	(0566) 21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244	西尾市	
振込先(実施機関)	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No. 2036133				
一般社団法人 名北労働基準協会	一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。				

労働実務総合研修 申込書(コピー可)

申込日 年 月 日

事業場名	TEL () - ()		FAX () - ()		
事業内容	労働者数	名		出張研修	
所在地	〒				
出席者	記入不要 講習番号	氏名	所属部署・職名	受講日	令和5年度版 労務管理の早わかり
	記入不要 受講番号			<input type="checkbox"/> 6月25日 <input type="checkbox"/> 8月28日 <input type="checkbox"/> 10月 8日 <input type="checkbox"/> 12月11日	時期: 月 日頃 開始: 午前・午後 時 分頃～ 時間: 時間程
				<input type="checkbox"/> 6月25日 <input type="checkbox"/> 8月28日 <input type="checkbox"/> 10月 8日 <input type="checkbox"/> 12月11日	<input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない
会費 支払日	月 日 頃 支払予定 (銀行振込・現金書留・事務局窓口)		受講票送付先	受講者・担当者 (部署名) 様	

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。 R6.5.10

会員番号※

ハラスメント防止研修

主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増しております。また、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」など様々な型のハラスメントがあり、企業を悩ます深刻な問題となっております。

企業はハラスメントに対して、適切な対応を怠るとメンタル不調者等が発生し、貴重な労働力の減少のみならず、昨今はメディアにも取り上げられ、企業イメージや業績などにも大きなダメージを与えます。

企業は、職場環境を悪化させるハラスメントを未然に防ぐよう適切な知識を持つことが重要です。

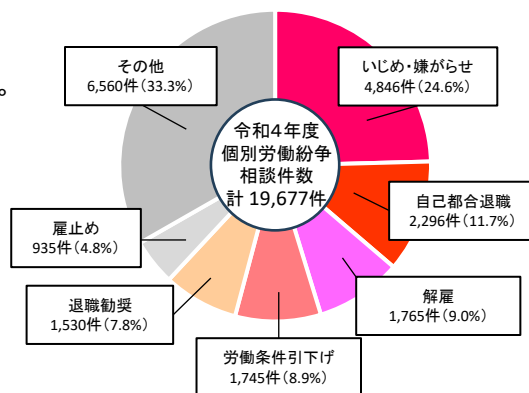
そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識から、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等を学ぶため「ハラスメント防止研修」を開催いたします。

ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。

個別労働紛争相談内容の件数

資料 厚生労働省 令和4年度

個別労働紛争解決制度の施行状況 をもとに作成



いじめ・嫌がらせの相談件数が最多

日時

令和6年 8月20日(火) 令和6年11月 5日(火)
令和7年 2月18日(火) いずれも 13時30分～16時30分

内容

第1部 ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラの定義、事例や、ハラスメントが起こった場合の影響を解説します。また、ハラスメントになるかどうかを判断するワークを行います。

第2部 ハラスメントにならない指導とコミュニケーション

パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならないコミュニケーション方法についてワークを通して考えます。

第3部 ハラスメントが起こった場合の対応

ハラスメントの相談を受けた時の対応方法や、その後取るべき措置についてお伝えいたします。

ハラスメントになっていませんか？



講師



(株)教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所 所長
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士 新美智美氏

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室
名古屋市北区清水1-13-1



お申込はこちら

対象

管理者、労務人事・
安全衛生担当者など

会費

会員 6,000円
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書 (コピー可) ハラスメント防止研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会 のみご記入ください。 (郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL FAX E-mail	{ }	-
所在地	〒	事業内容		労働者数	名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日 <small>レ点を入れてください</small>	ご案内送付先
				<input type="checkbox"/> 8月20日 <input type="checkbox"/> 11月5日 <input type="checkbox"/> 2月18日	受講者・担当者 (部署名) 〇をつけてください 様)
				<input type="checkbox"/> 8月20日 <input type="checkbox"/> 11月5日 <input type="checkbox"/> 2月18日	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。